

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	224,000	-	令和2年4月30日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	416,000	-	令和2年5月29日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	320,000	-	令和2年6月30日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	432,000	-	令和2年7月31日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	400,000	-	令和2年8月31日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	448,000	-	令和2年9月30日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	352,000	-	令和2年10月30日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	16,000	-	令和2年11月30日	-	公財	国認定

厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	320,000	-	令和2年12月28日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	512,000	-	令和3年1月29日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	432,000	-	令和3年2月26日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	256,000	-	令和3年3月31日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	1,233,200	-	令和2年5月29日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	1,734,960	-	令和2年5月29日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	2,561,520	-	令和2年5月29日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	2,886,320	-	令和2年7月31日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	2,886,320	-	令和2年7月31日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	2,104,960	-	令和2年12月28日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	4,049,920	-	令和2年12月28日	-	公社	国認定

厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	1,347,200	-	令和2年12月28日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	2,606,720	-	令和3年3月31日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	(心臓移植施設・肺移植施設・移植検査施設)令和2年度会費	500,000	・心臓移植施設会費一口200,000円 ・肺移植施設会費一口200,000円 ・移植検査施設会費一口100,000円	令和2年7月31日	移植施設である当センターが臓器提供を受けるため。	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。